

下記の感染症についてお子さまの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する場合には、この「登園許可証(医師記入)」を保育園に提出してください。

## 登園許可証 (医師記入)

いなぎのぞみ保育園 園長 宛

児童名 \_\_\_\_\_

病名 (該当疾患に✓をお願いします)

✓	疾患名	感染しやすい期間	登園の目安
	麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発疹が出た後の 4 日間	解熱後 3 日を経過してから
	インフルエンザ	発症 2 4 時間前から症状がある間	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過してから
	風しん	発疹出現 7 日前から発症 7 日後まで	発疹が消失してから
	水痘 (水ぼうそう)	発疹出現 1 ~ 2 日前からすべての水疱がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺腫脹 3 日前から腫脹後 5 日まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
	結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師が感染の恐れがないと認めてから
	咽頭結膜熱 (プール熱)	症状が出現してから数日間	主な症状が消失して 2 日を経過してから
	流行性角結膜炎 (はやり目)	症状が出現してから数日間	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	感染後 1 週間 ~ 3 週間	特有の咳が消失してから、又は 5 日間の適正な抗菌薬治療を終了してから
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ抗菌薬治療が終了し、48 時間あけて連続 2 回の検便によりいずれも菌陰性が確認されてから
	急性出血性結膜炎	症状が出現してから数日間	医師が感染の恐れがないと認めてから
	髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療を開始して 2 4 時間経過するまで	医師が感染の恐れがないと認めてから

上記の症状が回復し、集団生活に支障がない程度となりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団感染や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

登園の際には、下記の「登園届（保護者記入）」の提出をお願いします。

なお、登園の目安はお子さまの全身状態が良好であることが基準となります。

## 登園届（保護者記入）

いなぎのぞみ保育園 園長 宛

児童名 \_\_\_\_\_

病名（該当疾患に✓をお願いします）

✓	疾患名	感染しやすい期間	登園の目安
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後24時間経過するまで	抗菌薬内服後24～48時間経過してから
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まってから
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れるようになってから
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良くなってから
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少するが数週間ウイルスを排泄する）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れるようになってから
	ヘルパンギーナ	発症後数日間（便中に1ヶ月間ウイルスを排泄する）	解熱後1日以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れるようになってから
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状（咳や息苦しさ）が消失し、全身状態が良くなってから
	帯状疱疹	発疹出現3日前～すべての水疱がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
	突発性発疹	発熱中～発熱前	解熱後1日常経過し、機嫌が良く全身状態が良くなってから

（医療機関名） \_\_\_\_\_ （ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日受診）において  
症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から  
登園します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 保護者名

※ 保護者の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団感染や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。